

諮問番号：平成28年度諮問第21号

答申番号：平成28年度答申第20号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 幼い頃から通園センターに通い、小学校からは支援学級に入り、勉強はやっとしている状態であり、中学校でも支援学級で勉強している。
- (2) IQが「軽度」とされているが、普通の子ども達と一緒に勉強ができるとは考えられず、支援が必要である。
- (3) 家では、1人で寝たり、留守番をすることができず、排泄もトイレを汚してしまう状態である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためであるが、同診断書の就学歴には、小学校から支援学級に通級していることが記載されており、障害の認定に当たり、支援学級で支援を受けていることは考慮されている。
- (2) 知的障害の認定に当たっては、「知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する」とされており、知能指数の数値により機械的に認定することなく、同診断書の記載内容を総合的に審査したところ、同診断書には、「学校では教科学習を支援学級でうけている」と記載されているが、問題行動等は記載されておらず、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とはいえない。
- (3) 前記(1)のとおり、障害の認定は同診断書によることとされ、同診断書では、「排泄」は「自立」、「睡眠」は「時々不眠」とされており、1人寝ができないことや留守番についての記載はなかった。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 また、審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧

みずになされた原処分は、違法、不当である旨主張しているが、次のとおり、いずれの事情によっても、原処分を違法、不当ということはできない。

(1) 前記第2の1(1)及び(2)に掲げる事情は、同診断書の記載内容に相応のものであって、前記1のとおり、そうした内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断されていて、違法、不当とはいえない。

(2) 同(3)に掲げる事情は、同診断書に何ら記載がないか、その記載内容に反するものであって、障害の程度の認定が同診断書に基づいて行われる以上、そうしたものへの考慮がなくとも、違法、不当とはいえない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年12月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医師の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美